別表第十六（第四条第二項関係）〔平成23年３月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年						平成23年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前納額	円 67,070	円 59,710	円 52,340	円 44,930	円 37,500	円 30,050	円 22,580	円 15,080	円 7,550

別表第十七（第四条第三項関係）〔平成22年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成22年			
			３月	４月	５月	６月
平成22年	４月	昭和25年４月２日から昭和25年５月１日までに生まれた者	円 7,330	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	14,860	7,550	—	—
	６月	昭和25年６月２日から昭和25年７月１日までに生まれた者	22,360	15,080	7,550	—
	７月	昭和25年７月２日から昭和25年８月１日までに生まれた者	29,830	22,580	15,080	7,550

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成22年						平成23年	
			７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成22年	８月	昭和25年８月２日から昭和25年９月１日までに生まれた者	円 7,550	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	９月	昭和25年９月２日から昭和25年10月１日までに生まれた者	15,080	7,550	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和25年10月２日から昭和25年11月１日までに生まれた者	22,580	15,080	7,550	—	—	—	—	—
	11月	昭和25年11月２日から昭和25年12月１日までに生まれた者	30,050	22,580	15,080	7,550	—	—	—	—
	12月	昭和25年12月２日から昭和26年１月１日までに生まれた者	37,500	30,050	22,580	15,080	7,550	—	—	—
平成23年	１月	昭和26年１月２日から昭和26年２月１日までに生まれた者	44,930	37,500	30,050	22,580	15,080	7,550	—	—
	２月	昭和26年２月２日から昭和26年３月１日までに生まれた者	52,340	44,930	37,500	30,050	22,580	15,080	7,550	—
	３月	昭和26年３月２日から昭和26年４月１日までに生まれた者	59,710	52,340	44,930	37,500	30,050	22,580	15,080	7,550

別表第十八の次に次の十一表を加える。

別表第十九（第五条第一項関係）〔６月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年７月から平成22年10月までの月
前納額	22,500円

別表第二十（第五条第二項関係）〔平成22年６月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年			
	３月	４月	５月	６月
前納額	円 14,940	円 11,300	円 7,550	円 3,780

別表第二十一（第五条第二項関係）〔平成23年３月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年						平成23年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前納額	円 33,580	円 29,900	円 26,200	円 22,500	円 18,780	円 15,050	円 11,300	円 7,550	円 3,780

別表第二十二（第五条第三項関係）〔平成22年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成22年			
			３月	４月	５月	６月
平成22年	４月	昭和25年４月２日から昭和25年５月１日までに生まれた者	円 3,670	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	7,440	3,780	—	—
	６月	昭和25年６月２日から昭和25年７月１日までに生まれた者	11,190	7,550	3,780	—
	７月	昭和25年７月２日から昭和25年８月１日までに生まれた者	14,940	11,300	7,550	3,780